

各種受給者証の更新時期です

8月1日(金)以降は新しい証を医療機関に提示してください。

①後期高齢者医療保険の方

新しい資格確認書を

郵送します

■有効期限が7月31日(木)の被保険者証または資格確認書をお持ちの方
新しい資格確認書を7月31日までに郵送します。8

後期高齢者医療資格確認書		有効期限	令和 8年 7月31日
被保険者番号	00000001	性別	女性
氏名	広城 花子	昭和 20年 4月 1日	日
生年月日		平成 20年 4月 1日	日
資格取得年月日		令和 7年 8月 1日	日
交付年月日		令和 7年 8月 1日	日
負担割合・発効期日	1割	令和 7年 8月 1日	日
限度区分・発効期日	区I	令和 7年 8月 1日	日
長期入院該当日		令和 7年 8月 1日	日
特定疾病区分・発効期日	区分A	令和 7年 8月 1日	日
保険者番号	390500000		
保険者名	秋田県後期高齢者医療広域連合		

新しい資格確認書は
黄色です

令和8年7月末までは暫定的な運用としてマイナ保険証をお持ちの方にも資格確認書が送付されます(暫定運用の期間中、資格情報のお知らせは交付されません)。

月1日以降は、新しい資格確認書を医療機関に提示してください。

資格確認書には、被保険者の所得に応じた自己負担割合(1割、2割または3割)などが記載されていますのでご確認ください。

■有効期限が7月31日の限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方
令和6年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1カ月の医療費自己負担限度額の減額が適用されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証は、有効期限の7月31日をもって使用できなくなります。引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、限度額区分が記載された資格確認書を7月31日までに郵送します。8月1日以降は資格確認書を医療機関に提示してください。

令和7年度に新たに対象となる方には、申請書を郵送します。

便利です！

マイナ保険証がある場合



マイナ保険証には、自己負担限度額区分(限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証の情報)が登録されているので、手続き不要で減額が受けられます。

医療機関で限度額区分の記載のある資格確認書を提示する必要がありません。

※オンライン資格確認を導入していない医療機関では、限度額区分の記載のある資格確認書の提示が必要です。

※福祉医療費受給者証など一部提示が必要な証もあります。

■有効期限が7月31日の限度額適用認定証をお持ちの方

令和6年中の住民税の課税所得が、145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者で、現役I(課税所得145万円以上380万円未満)、現役II(課税所得380万円以上690万円未満)に該当する方は、1カ月の医療費自己負担限度額の減額が適用されます。

▼問い合わせ
市民保険課
Tel 89・2159
地域局市民福祉課
Tel 73・2114

引き続き現役Iまたは現役IIとなる方については、限度額区分が記載された資格確認書を7月31日までに郵送します。8月1日以降は医療機関を受診する場合は、送付される資格確認書を医療機関に提示してください。

② 介護保険の方

各証の更新手続きを
行ってください

■有効期限が7月31日の
負担限度額認定証を
お持ちの方

施設サービスやショートステイを利用しており、一定の低所得要件を満たす方は、食費や居住費が軽減されます。

現在、お持ちの負担限度額認定証は更新手続きが必要です。案内を送付しますので、期日までに更新手続きを行ってください。



市職員が各家庭を訪問し 古い被保険者証などを 回収することはありません！

古い証はご自身でハサミなどで裁断して破棄してください。不審な訪問を受けた場合は、古い証は渡さずに、ご連絡ください。

▼提出先

長寿いきがい課⑬⑭窓口
地域局市民福祉課

■更新の期間 7月31日まで

▼提出するもの

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 預貯金などの調査のための同意書
- ③ 預貯金・定期預金などの通帳の写し

■有効期限が7月31日の
介護保険負担割合証を
お持ちの方

要支援・要介護認定を受けており、一定の低所得要件を満たす方は、介護サービスを利用する際の負担が1/3割に軽減されます。

8月から使用する新しい割合証を7月中に送付します。介護サービスを利用する際には、介護保険被保険者証と一緒にサービス事業所や施設などへ提出してください。

《いづれも

▼問合せ

長寿いきがい課
Tel 89・2157

③ マル福対象の方

マル福カードは8月1日
に更新されます

▼対象

- 乳幼児（未就学児）および小中高生等
- ひとり親家庭の児童生徒等

● 65歳以上で身体障害者手帳4/6級をお持ちの方
● 次の①②③のいずれかに該当する社会保険本人

- ① 身体障害者手帳1/3級の交付を受けている方
- ② 療育手帳Aの交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けており、自立支援医療費（精神通院）の支給を受けている方

※対象区分によっては所得制限があります。制限額を超えて対象とならない方には、非該当通知を送ります。

■手続きが不要な方

令和6年中の所得確認ができ、引き続き該当となる方には、新しいマル福カード

ドを7月31日までに郵送します。

■手続きが必要な方

● 新たに対象となる方

● 令和6年中の申告状況や所得確認ができない方
※手続きが必要な方には、後日郵送で通知します。

■次の方はご相談ください

▼65歳以上で、身体障害者手帳4/6級をお持ちの、マル福カードを持っていない方

国民健康保険や社会保険などの被扶養者の方で、ご本人や同一世帯のご家族の所得金額が基準額を超えていなければ、マル福カードを交付し、医療費の自己負担額を全額助成します。

▼資格確認などの社会保険本人をお持ちの18歳までの方

乳幼児（未就学児）および小中高生等、ひとり親家庭の児童生徒等に該当し、社会保険本人の方でマル福カードを持っていない方は、マル福の対象となります（18歳の年度末まで）。健康保

険情報が分かるもの（資格確認書など）をお持ちになって、窓口で申請してください。

《いづれも

▼問合せ

市民保険課
Tel 89・2159
地域局市民福祉課
Tel 73・2114

県外の医療機関で受診した場合は、医療機関へ自己負担額を支払った後に市役所への申請により、後日振り込みで医療費の自己負担分をお返しします。

